

建物を建てたり、土地を開発するには 「ハザードマップ」を確認してください

新たに建物を建てたり、土地を開発しようとする際には、ハザードマップ（自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの）を確認し、自然災害時の人命保護や財産の被害軽減のために建物や土地開発の計画に活用してください。

市が作成しているハザードマップは、災害の内容に応じて以下の3種類あり、それぞれ市のホームページでご覧頂くことができます。

○筑後川避難判断マップ（浸水ハザードマップ）

筑後川が氾濫したときの浸水想定区域をお知らせするもの

市ホームページ：トップ > 暮らしの情報 > 防災・防犯・交通安全 >

防災情報 > 筑後川避難判断マップ（浸水ハザードマップ）

【詳しくは久留米市都市建設部防災対策課（電話番号 0942-30-9074）】

○久留米市道路冠水注意マップ（内水はん濫）

内水はん濫により冠水のおそれのある道路や避難に関する情報を提供するもの

内水はん濫：大雨により筑後川などの水位が上昇して支川・排水路の流れが悪くなった時や支川・排水路の能力を超える雨が降った時に、雨水が溢れ、道路や宅地などに流れ込むこと

市ホームページ：トップ > 暮らしの情報 > 防災・防犯・交通安全 >

防災情報 > 久留米市道路冠水注意マップ（内水はん濫）

【詳しくは久留米市都市建設部河川課（電話番号 0942-30-9075）】

○久留米市土砂災害ハザードマップ

福岡県が土砂災害防止法により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土砂災害の種類・兆候、避難所に関する事項、避難する場合の注意点などをまとめたもの

市ホームページ：トップ > 暮らしの情報 > 防災・防犯・交通安全 >

防災情報 > 久留米市土砂災害ハザードマップ

【詳しくは久留米市都市建設部防災対策課（電話番号 0942-30-9074）】

このチラシに関するお問い合わせ
久留米市都市建設部建築指導課
電話番号0942-30-9089

浸水の可能性がある場合の災害への備え —浸水災害に備える対策例—

建物を建てる敷地の浸水の深さや、建物の使い方に応じた、浸水災害に備えた建物や土地開発の計画を行いましょう。

浸水災害に備えた計画をする際の対策例の一部をご紹介します。

【 防ぐ 】 建物へ浸水させないために

- 敷地を高くする
建物の敷地を高くすることで、建物の床下または床面への浸水を防ぐ
- 建物の基礎を高くする
浸水面より建物の基礎を高くすることで、建物の床下または床面への浸水を防ぐ
- 建物を耐水性のあるものにする
浸水する部分の外壁を鉄筋コンクリート造などにし、建物への侵入を防ぐ
- 塀などで敷地を囲む
塀などで敷地への水の流入を防ぐ（出入口は土嚢^{どのおう}などで防ぐ必要があります）

【 備える 】 もし浸水したら…いざという時のために

- 高い所からの避難路の確保
急な浸水で地上からの避難が困難な場合に、屋根や2階からの避難路を確保する
- 浸水後の生活の確保
1階が浸水しても2階で基本的な生活ができるよう、2階に便所やキッチンなどを設ける
大切な家財等を1階に置かないようにすることも有効
- 設備機器を守る
設備機器を浸水面より高い位置に設けたり、浸水時の漏電防止の対策を行う